

# みえけんしゅわげんごじょうれい し 三重県手話言語条例を知っていますか？

## しゅわ まな ～みんなで手話を学びましょう～

みえけん しゃ しゅだん しゅわ  
三重県では、ろう者のコミュニケーション手段である「手話」  
たいせつ へいせい ねん がつ みえけんしゅわげんごじょうれい  
を大切にするため、平成29年4月に「三重県手話言語条例」  
しこう  
を施行しました。

しゃ き ひと たが じんかく こせい そんちよう  
ろう者と聞こえる人が、お互いに人格と個性を尊重し、  
だれ しゅわ した しゅわ ひろ りよう きようせいしゃかい  
誰もが「手話」に親しみ、「手話」が広く利用される共生社会  
じつげん はか  
の実現を図ることをめざします。



いっばんしゃだんほうじんみえけんちようかくしやうがいしやきやうかい  
一般社団法人三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター  
「できるカモン」

### しゃ ひと ろう者は、どんな人なの？

じょうれい ちようかくしやう しゃ しゅわ げんご にちじようせいかつ しゃかいせいかつ おく  
この条例では、聴覚障がい者のうち、「手話」を言語として日常生活や社会生活を送って  
ひと さ  
いる人を指します(※)。

う き にほんご こと げんご しゅわ だいいちげんご つか  
生まれたときから聞こえず、日本語とは異なる言語である「手話」を第一言語として使って  
ひと なんちようしや ちゆうとしちやうしや しゅわ まな はじ せいかつ いとな ひと ふく  
いる人はもちろん、難聴者や中途失聴者で、「手話」を学び始め、生活を営んでいる人も含み  
ます。

ちようかくしやう しゃ なか しゅわ つか かた おお かたがた ひつだん こうわとう  
※聴覚障がい者の中には、手話を使わない方も多くいます。こうした方々とは、筆談・口話等によるコミュニケーション  
ようやくひつき じようほうていきやうとう おこな  
や要約筆記による情報提供等を行います。

### しゅわ 手話は、どんなものなの？

しゃ はか て ゆび ひようじやうとう もち ゆた ひようげん  
ろう者がコミュニケーションを図るため、手や指、表情等を用いて豊かに表現する  
しかくてき げんご にほんご こと どうか ぶんぼう  
視覚的な「言語」であり、日本語とは異なった独自の文法をもっています。

①あいさつ



②ありがとう



③おはよう



④三重(県)



⑤手話



# みえけんしゅわげんごじょうれい がいよう 三重県手話言語条例の概要

## ○ 目的

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

## ○ 基本理念

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

## ○ 責任及び役割

### 【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

### 【県民の役割】

(県民)

- ・基本理念を理解するよう努める
- (ろう者・手話通訳者等)
- ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

### 【市町・関係機関との連携・協力】

- ・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

### 【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

## ○ 基本的施策

- ① 情報の取得等におけるバリアフリー化等
- ② 手話通訳を行う人材の育成等
- ③ 手話の普及等
- ④ ろう児等の手話の学習等
- ⑤ 事業者への支援
- ⑥ 手話に関する調査研究の推進

みえけんこ ふくしふしやう ふくしか  
三重県子ども・福祉部障がい福祉課

TEL:059-224-2274/FAX:059-228-2085/E-mail:shoho@pref.mie.lg.jp

みえけんしゅわげんごじょうれい ぜんぶん みえけん けいさい  
三重県手話言語条例の全文は、三重県ホームページに掲載しています。

ホームページでは、条例の概要説明や今すぐ  
知ほ しゅわどうが らん  
見られる手話動画もご覧いただけます。

三重県 手話言語条例

